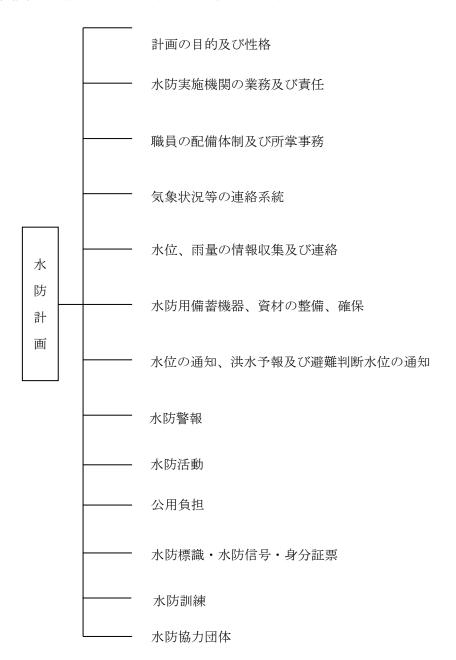
第13章 水防計画

基本的な考え方

洪水又は高潮により水害が発生し又は発生のおそれがある場合において、これを警戒し、防御 し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防体制について定めるものとする。



第1節 計画の目的及び性格

第1項 目的

町における洪水又は高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、県及び県の関係出先機関並びに水防管理団体である町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

この章で定める水防計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく町地域防災計画の一部であるとともに、水防法(昭和24年法律第193号)第7条第1項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

この章において、「法」とは水防法をいう。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第1項 町-水防管理団体(法第3条の6)

町は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、消防団、消防機関の連絡系統等を整備しておくものとする。

(注)町は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。また、町長を水防管理者という。(法第2条)

2 指定水防管理団体

知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。(法 第4条)

3 洪水浸水想定区域の指定のあった市町

洪水予報河川について、知事が指定した浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報及び氾濫危険水位(特別警戒水位)の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、浸水想定区域内に地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設若しくは大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)がある場合については、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位(特別警戒水位)の伝達方法を定めるものとする。

また、住民に周知するため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域を含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項又は津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の津波災害警戒区域を含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む)を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じなければならない。(法第15条)

4 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は(町長)は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会又は市町防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するように努めるとともに、 遅滞なく知事に届け出なければならない。(法第32条)

指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。(法第33条)

第2項 県(法第3条の6)

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川(洪水予報河川)を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川(水位(情報)周知河川)について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め水位情報を周知する。また、緊急の際の立ち退き指示あるいは水防に要する資材の融通窓を通じて、町が十分な水防活動が実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位(情報)周知河川について、県大規模氾濫災害協議会を組織することができる。

第3項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の支持を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第4項 気象庁下関地方気象台(法第10条、第11条)

気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川 国道事務所及び山口県に通知する。また、山口県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、山口県と共同して洪水予報を行う。なお、佐波川及び小瀬川については、山口河川国道事 務所及び太田川河川事務所と共同して洪水予報を行い、山口県に通知する。これらを、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報を持って代える。なお、水防活動用の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、 特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

	-			
水防活動の利用に適 一般の利用に適合する 合する注意報・警報 注意報・警報・特別警報		発表基準		
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想 したとき		
水防活動用 津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合		
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面上昇により 災害が発生する恐れがあると予想したとき		
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災 害が発生する恐れがあると予想したとき		
水防活動用	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあ ると予想したとき		
気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生 するおそれが著しく大きいと予想したとき		
水防活動用	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを 超え、3m以下の場合		
津波警報	大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超 える場合		
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇によ り重大な災害が発生するおそれがあると予想 したとき		

	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常 であるため重大な災害が発生するおそれが著 しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重 大な災害が発生するおそれがあると予想した とき

第5項 国土交通省一中国地方整備局山口河川国道事務所、太田川河川事務所(法第10条、第16条、第48条)

国土交通大臣が指定した河川(佐波川及び小瀬川)について、水防警報を行うことをはじめ、 気象台と共同して洪水予報を行い、山口県に通知するとともに、大規模氾濫減災協議会を組織す る。また、県又は水防管理団体に対し水防上必要な勧告、助言を行う。

第6項 (都道府県) 大規模氾濫減災対策協議会の構成委員の責務(法第15条の9、第15条の10)

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災対策または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災対策協議会の構成員は当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第7項 居住者等の水防義務(法24条)

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、消防団長 又は消防機関(消防本部、消防署、消防団及び消防職員並びに消防団員の養成機関をいう。以下 この計画において同じ。)の長が、水防のためにやむを得ない必要があって命じた水防活動に従 事しなければならない。

第8項 県及び出先機関の水防関係職員の責務

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、洪水警報・注意報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるように常に気象状況の変化に注意しなければならない。

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第1項 配備体制の種類

水防に関する職員の配備体制は、「災害発生時の職員参集マニュアル」に定めるところによる。 具体的には、第1警戒体制、第2警戒体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制とする。

第2項 第1警戒体制

- 1 体制の時期
 - 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。
- 2 配備課所と業務内容

第1警戒体制では、宿直者、必要に応じ企画総務課職員で配備し、次の業務を行う。

21. B22.11.11.	WE HAT 1 = 24. 15 - = 1.01 = 04001000 4 - H= 000 - 1.02 + 0.14 04 = 14. 2					
配備課所	業務内容					
宿直室又は企画総務課	気象情報の収集(気象台、県、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所					
旧臣主人は正画心彷休	等からのFAX等)					

第3項 第2警戒体制

- 1 体制の時期
 - ア町に気象警報が発表されたとき。
 - イ その他、町長が必要と認めたとき。

2 配備課所と業務内容

第2警戒体制では、企画総務課職員2名以上での配備を基本とし、企画総務課長の判断により、その他必要と認められる関係課職員を配置する。

配備課所	業務内容				
	1 県 (危機管理課等)、警察、消防等との情報共有				
	2 気象情報の収集(気象台、県、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所等)				
	3 山口県総合防災情報システムへの入力				
企画総務課	4 早期避難所の開設、避難情報の提供				
	5 避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所開設情報の提供				
	6 避難所の開設・運営(職員の派遣)				
	7 要配慮者の避難支援、避難者の誘導				

第4項 災害警戒本部体制

1 体制の時期

第2警戒体制の職員に加え、町長、副町長、教育長、全課長等による組織体制による対応が 必要と判断されると町長が認めたとき。

2 配備課所と業務内容

災害警戒本部では、第2警戒体制の職員に加え、町長、副町長、教育長、全課長等を配置する。

配備課所	業務内容				
	1 県 (危機管理課等)、警察、消防等との情報共有				
	2 気象情報の収集(気象台、県、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所等)				
執務棟2階ホール	3 山口県総合防災情報システムへの入力				
	4 早期避難所の開設、避難情報の提供				
	5 避難勧告・避難指示の発令、避難所開設情報の提供				
	6 避難所の開設・運営(職員の派遣)				
	7 要配慮者の避難支援、避難者の誘導				
	8 警戒本部会議の実施、マスコミ対応等				
	9 消防団等の招集・配備				

第5項 災害対策本部体制

1 体制の時期

町内に相当規模の災害の発生が予測又は生起し、町の総力を挙げて対応する必要があると町 長が判断したとき。

2 配備課所と業務内容

災害対策本部では、全職員の配置を基本とし、長期に及ぶ場合は職員の交代に配慮した必要な人員を配置する。

第6項 配備体制の解除

配備課所		業務内容
	1	県(危機管理課等)、警察、消防等との情報共有
	2	気象情報の収集(気象台、県、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所等)
	3	山口県総合防災情報システムへの入力
	4	早期避難所の開設、避難情報の提供
執務棟2階ホ	5	避難勧告・避難指示の発令、避難所開設情報の提供
ール	6	避難所の開設・運営(職員の派遣)
	7	要配慮者の避難支援、避難者の誘導
	8	災害対策本部会議の実施、マスコミ対応等
	9	自衛隊、消防、警察、国交省等への派遣要請
	10	県等への受援要請等

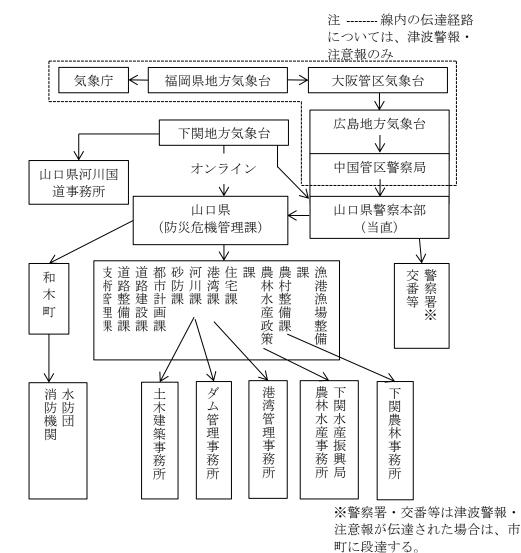
解除の時期

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因が無くなったときは、配備体制を解除する。ただし、町長が継続配備の必要性を認めて指示した場合を除く。

第4節 気象状況等の連絡系統

水防に関係のある気象予警報・情報の連絡系統は、次のとおりとする。 第1項 勤務時間内

注 線内の伝達経路について は、津波警報・注意報のみ 気象庁 福岡県地方気象台 大阪管区気象台 広島地方気象台 下関地方気象台 オンライン 中国管区警察局 山口県河川国道 事務所 山口県 山口県警察本部 (防災危機管理課) (警備課)※ ※山口県警察本部 は津波警報・注意報 監技道道都砂河港住農 農漁 理術路路市防川湾宅林水整漁 課管整建計課課課 産備場 選課課課 和 が伝達された場合 木 は、警察署・交番等 町 通じて市町に伝達 する。 策 課 消防機 関 山 港 土木 ダ 田口宇部空港事務T 港湾管理事務所 林関 林関 À 水産事務! 水産産 管 建 築事 理 事 事 振 務所 務所局 務 所所 所 所



 $3 - 1 \ 3 - 7$

第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの連絡先 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

		大雨注意報	洪水注意報	高潮注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波警報	津波警報	大津波警報
山口県	防災危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(県庁)	監理課 技術管理課				0	0	0	0	0	0	0	0
	道路整備課	0	\circ	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路建設課				0	0	0	0	0			
	都市計画課				0	0	0	0	0			
	砂防課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	河川課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ
	港湾課			0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅課				0	0	0	0	0			\circ
	農林水産政策課			*	\circ							
	農村整備課			*	\circ							
	漁港漁場整備課			*	*	*	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ
山口県	土木建築事務所	\circ	\circ	0	\circ							
(出先機	ダム管理事務所	\circ	\circ		\circ	\circ			\circ			
関)	港湾管理事務所			0	\circ							
	山口宇部空港事務所			*	*	*	\circ	*	\circ	*	\circ	\circ
	農林水産事務所 下関農林事務所			*	0	0	*	0	0	0	0	0
	農林水産事務所 下関水産振興局			*	*	*	0	0	0	0	0	0
水防管理	団体 (市町)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ため池管理	理者				0	0		0				

[※]は主管部長が必要に応じて配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

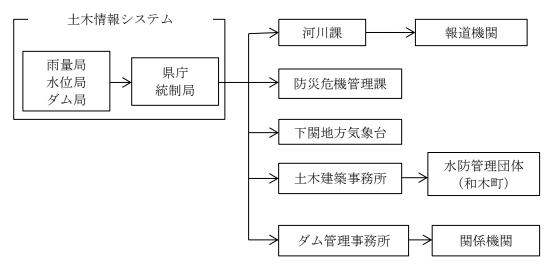
1 各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて町へ通報する。

都市建設課は、雨量、水位等の状況について取りまとめ、関係機関からの照会に応える。

2 土木防災情報システム等による情報の収集

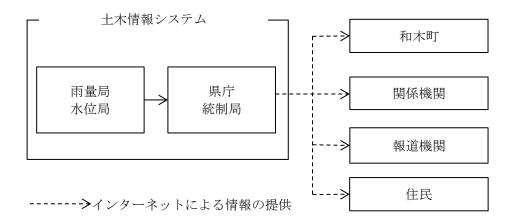
県土木防災情報システムをはじめとして、気象庁ホームページ、国土交通省「川の防災情報」などを利用して収集を行う。

3 雨量、水位の連絡系統 雨量、水位の連絡系統は、次のとおりとする。



小瀬川ダム管理事務所→国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所

4 雨量、水位の情報連絡系統 雨量、水位の情報連絡系統は次の図のとおりとする。



第2項 潮位の情報収集及び連絡

1 潮位の観測及び通報

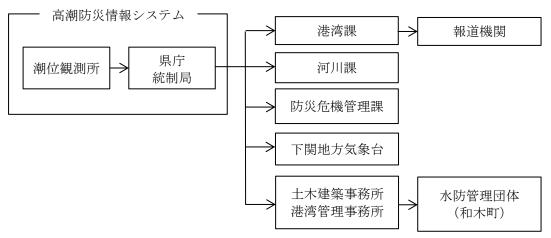
高潮警報・注意報が発表された場合にあっては、土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて町に通報する。

港湾課は、潮位の状況を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道関係機関へ連絡する。

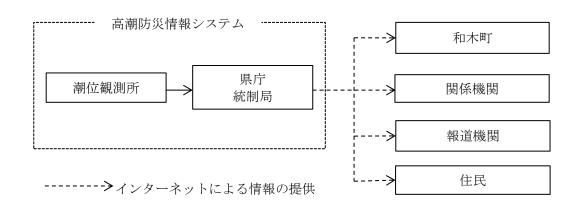
2 高潮防災情報システムによる情報の提供

高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を町、関係機関、報道機関及び住民に提供するものとする。

3 潮位の連絡系統 潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 潮位の情報連絡系統 潮位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。



第6節 水防用備蓄器具、資機材の整備、確保

第1項 水防管理団体(町)の水防用備蓄器具、資材

1 備蓄器具、資材の補充 備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に 支障のないように留意するものとする。

2 備蓄器具、資材の応援

町長は、緊急水防を要する他の機関から器具、資材の応援を求められたときは、当該機関の 長と水防緊急度について協議し、その必要を認めたときは、器具及び資材の応援流用を行うも のとする。

第2項 指定水防管理団体の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体(町)は、概ね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長およそ2キロメートルについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておくよう努める。

品名	数量	品名	数量
くわ	20丁	杭(長さ5m)	20本
つるはし	5丁	杭 (長さ3m)	40本
掛矢	5個	杭(長さ2m)	80本
鋸	20本	ロープ	$550 \mathrm{kg}$
おの	5個	ブルーシート	200枚
スコップ	35丁	鎌	100挺
ハンマー	7個	11番鉄線	5 0 kg
ペンチ	5個	14番鉄線	3 0 kg
土のう袋	2,200俵	照明用具	若干

第3項 民間水防用資器材の確認

出水期において土木建築事務所長および水防管理者(町長)は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第7節 水位の通知、洪水予報及び避難判断水位(特別警戒水位)の通知

第1項 水位の通報及び公表(法第12条)

1 水防団待機水位(通報水位)(法第12条第1項)

水防管理者、国又は都道府県は、水防団待機水位(通報水位)を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

- *水防団待機水位(通報水位)は、水防団の出動準備の目安となる水位。
- 2 はん濫注意水位 (警戒水位) (法第12条第2項)

国又は都道府県は、はん濫注意水位(警戒水位)を超えるときはその水位の状況を公表する。 *はん濫注意水位(警戒水位)は、水防団の出動の目安となる水位。

- 3 水位の通報方法
- (1) 国の機関が行う通報

岩国土木建築事務所長は、小瀬川について、国土交通省太田川河川事務所又は下関地方気象台から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、岩国市水防本部及び和木町水防本部に通報する。

水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、和木町水防本部及び岩国市水防本部に通報する。

(2) 都道府県が行う通報及び公表

水位の連絡系統については、第5節水位、雨量等の連絡系統「3雨量、水位の連絡系統」及び「4雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、はん濫注意水位(警戒水位)に達したときに必要に応じて行うものとなる。

4 欠測時の措置

国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合には、速やかに欠測等の原因を究明し、早期の復旧に努めるとともに、必要に応じその状況を関係機関等に周知する。

欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替えする観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

第2項 洪水予報(法第10条、第11条)

1 洪水予報の種類、内容

国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

	校直及内でM/Jでからて、これでと ができずかり む。
種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が反乱注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、又は避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位 以上の状態が継続しているとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき

- 2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報(法第10条第2項)
- (1) 洪水予報を行う河川名、実施区間

水系名		実施区域	基準地点
	左岸	広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1地先から海	小川津
小瀬川水系			
	右岸	山口県岩国市大字小瀬字深瀬3354番地先から海まで	両国橋

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	所在地	水防団待機 水位(m)	氾濫注意水 位(m)	避難判断水 位(m)	氾濫危険水 位(m)
小瀬川	両国橋	岩国市大字小瀬 字墨屋堂	2.80	3. 90	4. 40	4. 90

(3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署				
小瀬川	太田川河川事務所、広島地方気象台、下関地方気象台				

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表20のとおり定める。

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水警報の伝達経路及び手段は、付表 2 2 (小瀬川水系洪水予報実施要領 付表 2 付図 2) のとおり定める。

(6) 情報システム障害時の措置

山口河川国道事務所と下関地方気象台の資料の交換については、FAX 又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、小瀬川は太田川河川事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

(注)情報システム:山口河川国道事務所と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと

第3項 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の通知(法第13条)

1 水位情報の内容

国土交通省又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川(水位(情報)周知河川)について、 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知す るとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 国の機関が行う水位情報の通知(法第13条第1項)

国が指定する河川について氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは都道府県知事に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。 なお、山口県における国管理河川(小瀬川)については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位(情報)周知河川としての指定は行われない。

第8節 水防警報

水防警報(法第2条、第16条)

国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

1 国土交通大臣が発する水防警報(法第16条第1項、第2項) 岩国土木建築事務所長は、太田川河川事務所長から小瀬川について、水防警報を発した旨通 知を受けたとき、直ちにその旨を町長及び県庁河川課その他水防関係機関に通報するものとす る

2 水防警報の伝達方法

土木建築事務所長は、水防警報を発するときは、要旨を町の担当者へ電話連絡し、水防警報の内容を読み上げて伝達した後、水防警報用紙をFAXで町あてに送信するものとする。一般加入回線が途絶している場合は、防災行政無線(地上系、衛星系)などを利用し、伝達するものとする。

3 水防警報の種類、内容及び発表時期(知事が発表する水防警報河川) 河川については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発令時期
待機	水防要員の足留めを警告するもので状況に	気象、河川状況等からみて必要と認め
	応じて速やかに活動できるようしておく必要	られるとき。
	がある旨を警告するもの。	特別な事情のない限り、発令しない。
	①水防資器材の点検、整備	河川の水位が水防団待機水位(通常水
	②陸閘の操作	位)に達し、なお水位上昇し氾濫注意水
準備	③逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備	位(警戒水位)に達するおそれがあり出
中川	④河川、その他危険区域の監視	動の必要が予測されるとき。
	⑤水防要員の配備計画等のため水防備を通知	
	するもの	
	1 水防要員の警戒配置。	①河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)
	2 水防作業の実施等のため水防要員の出動	に達し、なお水位上昇が予想され災害の
出動	を通知するもの。	生ずるおそれがあるとき。
		②危険箇所等を発見し、災害が起こるこ
		とが予想されるとき。
	水位と水防活動上必要とする状況を明示	①河川の水位が氾濫危険水位(特別警戒
指示	し、必要により、危険箇所について必要事項	水位)に達したとき
1日八八	を指摘するもの。	②危険箇所等を発見し、災害の起こるお
		それがあるとき。
	水防活動の終了を通知するもの。	①河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)
解除		以下に下がり、降雨状況等により水防の
		必要がないと認められたとき
		②危険箇所において災害が起こる可能性
		がなくなったとき

4 水防団待機(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)(法第12条) 洪水予報の発表の指針として、氾濫注意水位及、避難判断水位及び氾濫危険水位を定める。

種 類	内 容	発令時期
はん濫 注意情報	洪水により災害が起こると予 想されるとき、注意を促すために 発表する。	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水 位)に達し、更に水位の上昇が見込まれると きに発表する。
はん濫警戒情報	洪水により国民経済上重大な 損害を生じるおそれがあるとき、 厳重に警戒をする必要があると 警告するために発表する。	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位(特別警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。
はん濫 危険情報	洪水により国民経済上重大な 損害を生じる危険があるとき、早 急に避難を完了する必要がある と警告するために発表する。	基準地点における水位がはん濫危険水位に 達し、なお水位上昇が予測されるとき。
はん濫 発生情報	はん濫の発生を周知するため に発表する。	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。

- 5 水防団待機水位、はん濫注意水位(法第12条) 水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位及びはん濫注意水位を定める。
- 6 水防警報の発表形式
 - (例) 水防警報第○号 山口県○○土木(建築)事務所

「○○水位観測所の水位は、○時○分現在○・○○メートルに達しました。 1 時間に○cm くらいの割合で上昇しています。水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。」

7 水防活動の状況把握

水防管理者は、水防警報が発せられている間、水防活動の状況を十分把握しておくものとする。

また、適宜、岩国土木事務所に水防活動の状況を報告するものとする。また、国土交通大臣 が水防警報を発した場合にあっては、適宜、山口河川国道事務所又は太田川河川事務所に水防 管理者(町長)等の水防活動の状況を報告するものとする。

第9節 水防活動

第1項 安全確保

水防活動は原則として複数人で行うものとし、洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団 又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施する者とする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定の区域内にある水防団又は消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

第2項 重要水防箇所

河川名	位置	左岸 右岸	距離標	延長	重要理由	工法	重要度
小瀬川	和木6丁目	右岸	C0/650 ~1/160	1,810m	高潮	積み土嚢	В
IJ	II.	IJ	C0/600 ∼C0200	400m	断面不足	積み土嚢	В
IJ	"	"	C0/200 ∼0K400	600m	断面不足	積み土嚢	A
IJ	"	IJ	0K400 ∼0K800	400m	断面不足	積み土嚢	В
IJ	,,,	11	0K800 ∼1K000	200m	断面不足	積み土嚢	A
IJ	II.		1K400 ∼1K800	400m	断面不足	積み土嚢	В
IJ	瀬田		2K600 ∼3K200	600m	堤防高不足	積み土嚢	В
11	関ヶ浜2丁目		3K300 ∼3K400	100m	漏水	月ノ輪	В
11	大字関ヶ浜		4K400 ∼4K600	200m	堤防高不足	積み土嚢	В
11	II.		4K600 ∼5K000	400m	堤防高不足	積み土嚢	A

第3項 ダム、排水機場、水門、樋門等の操作

1 点検、整備

ダム、排水ポンプ場、水門等の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に増水(出水)期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意するものとする。

- 2 ダムによる洪水調節
 - ダムによる洪水調節は、それぞれのダムごとに定められている操作規則によって行う。
- 3 排水ポンプ場の運転

排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき排水ポンプ場の運転を行う。

この他、津波注意報・津波警報が発表された場合には、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。

- 4 水門、陸閘の操作
- (1) 逆流防止のために設けられた水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作 規則に基づき操作を行う。河川や河岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時に 水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖するものとする。
- (2) 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が操作規則に定める水位に達し、なお、 水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は台風等により災害が生 ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。
- (3) 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出かけている人の避難誘導を優先することとする。
- (4) 津波注意報・津波警報が発表された場合は、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖するものとする。

5 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が浸水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。

第4項 水防措置

1 通常警戒

水防管理者(町長)は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土木建築事務所長に通報し必要な措置を求めるものとする。

2 非常警戒

水防管理者(町長)は、水防警報が発せられた河川(小瀬川)に対し、水防警戒区域(町内の小瀬川右岸)、特に前2項に示す重要水防箇所の他、町内の県管理のその他の河川(5河川)への監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに土木建築事務所長に通報するものとする。

3 警戒区域の設定(法第21条)

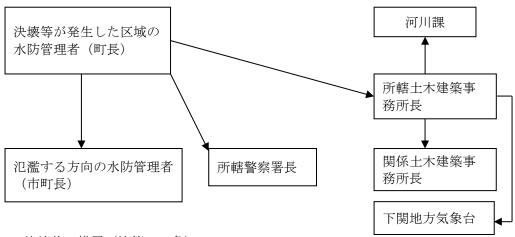
水防管理者(町長)は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。

4 警察官の派遣要請(法第22条)

水防管理者(町長)は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 決壊の通報(法25条)

水防管理者(町長)は、堤防が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報するものとする。



6 決壊後の措置(法第26条)

堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者(町長)、又は消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5項 出動及び水防作業

1 出動

水防管理者(町長)は、次の場合に直ちに消防機関を、あらかじめ定めた計画に基づき出動せしめ、警戒配置につかせるとともに、適当な水防作業を行うものとする。

- ①出動を要する水防警報が発せられたとき。
- ②洪水予報が発せられたとき。

- ③河川等の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- ④堤防の異常を発見したとき。
- ⑤風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき。
- ⑥津波による被害が予想されるとき。

2 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を 防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態を考慮して、最も適切な工法 を選択し実施する者とする。

その際、消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到 達時間等を考慮して、消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先 する。

また、水防管理者(町長)は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が実施できるように努めなければならない。

第6項 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属するもの及び水防管理者(町長)から委任を受けたものは、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体(町)は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

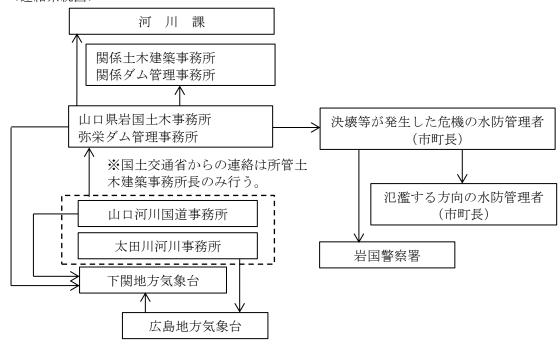
第7項 水防管理団体等相互の協力

1 河川管理者の協力

河川管理者の中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体(町)が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①水防管理団体(町)に対する河川に関する情報の提供
- ②関係者に対する決壊・漏水等の通報((洪水予報による伝達に代えることができる。)

<連絡系統図>



- ③重要水防筒所の合同点検の実施
- ④水防管理団体(町)が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ⑤水防管理団体(町)及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑥水防管理団体(町)及び水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 2 水防管理団体相互の応援、協力

水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に 支障のない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水 防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われる よう努めなければならない。

3 広島県との協力

小瀬川沿いの山口、広島両県の関係者は、水防について対岸の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で作業員及び資材を応援する。

第8項 立退の指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、第3編第5章「避難計画」に定めるところによる。

2 立退の指示(法第29条)

洪水、津波、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、 避難のため立ち退くことを指示するものとする。

第9項 輸送

1 県の設備による輸送

水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。

2 他の機関の設備による輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第3編第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第10項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者(町長)はその旨を一般 に周知させるとともに、土木建築事務所を通して県庁河川課に報告するものとする。

第11項 水防てん末報告

1 水防管理団体(町)の報告

水防管理団体(町)が水防活動を行ったときは、所定の報告様式により水防活動終了後5日 以内に所轄の岩国土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとするととも に、知事は、当該水防管理団体からの報告に基づいて中国地方整備局に報告するものとする。

2 土木建築事務所の報告

土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体の報告書に準じて作成し、水防活動終了後10日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。

第10節 公用負担

第1項 物的公用負担(法第28条)

水防管理者 (町長)、消防団長又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、 水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

①必要な土地の一時使用

- ②土石、竹木、その他資材の使用、収用、
- ③車馬、その他の運搬具又は器具の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者(町長)から委任を受けた者は、上記①から④(②における収用を除く)の 権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担(法第24条)

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第3項 損失補償及び損害補償(法第28条、45条)

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによるものとする。

第11項 水防標識・水防信号・身分証票

第1項 水防標識(法18条)

水防のため出動する優先通行車両の標識は、次のとおりである。(水防法施行規則(昭和34年山口県規則第54号)第2条)



- 備考 1 標識の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
 - 2 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
 - 3 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号(法第20条)

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。(水防法施行規則(昭和34年山口県規則第54号)第3条)

種類	発信の方法	警鐘による場合	サイレンによる場合
警戒信号	警戒水位に達したこと を知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○- 休止 ○- 約15秒 約5秒 休止 ○-
出動信号	消防団員及び消防機関 に属する者の全員が出 動すべきことを知らせ るもの	○-○-○休止 ○-○-○休止 ○-○-○	約15秒 約5秒 約15秒 ○- 休止 ○- 約5秒 約15秒 休止 ○-

総出動信号	必要と認める区域内の 居住者で水防活動がで きる者の全員が出動す べきことを知らせるも の	〇一〇一〇一〇休止	約30秒 約5秒 約30秒 ○— 休止 ○-
避難信号	必要と認める区域内の 居住者に対し避難のた め立退くべきことを知 らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○- 休止 ○-

備考① 信号は、適宜の時間継続すること。

- ② 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- ③ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票(法第49条)

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯掲示する身分証票は次のとおりである。(水防法施行規則(昭和34年山口県規則第54号)第4条)

(表)

第 号 水 防 公 務 証 所 属 職氏名 上記の者は、水防法(昭和24年法律第193号)第49条 第1項の規定により立入りをする者であることを証明します。 年 月 日発行 山口県知事 印

(裏)

水防法抜粋

(資料の提出及び立入り)

- 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第12節 水防訓練

指定水防管理団体の水防訓練(法第35条)

指定水防管理団体は、法35条に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、町及び県地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第13節 水防協力団体

第1項 指定水防管理団体の指定、監督及び情報提供(法第36条、39条、40条)

指定水防管理者(町長)は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体(町)は、水防協力団体に対しその業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2項 水防協力団体の業務(法第37条)

水防管理団体(町)は次の業務を行う。

- 1 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務